

小穴電機罷業に大勝利解決を報告し

共産黨の先手評議會を嗤ふ

▼同盟東京鐵工組合の力戦の成果を見よ!!

去る八月一日、退職手当制定外九ヶ條の要求を提出し、會社の暴壓工場閉鎖の挑戦に對抗し、奮戦十二日にして、要求を貫徹し廿日大勝利解決を告げた。

▼無方針の評議會幹部狼狽し遂に資本家に屈従す

之より先き、小穴電機工場の従業員は、大日本紡績の爭議が我が同盟の指導應援のもとに、我が國未曾有の紡績大ストライキを敢行して大勝利解決したる報を得て、同盟に加いの氣運漲り來たるや、一人の評議會員は狼狽し、我が同盟の悪口を列べ、或いは組合事情に鑑み従業員を使難し、我が組合員を殴打する等、亂暴を極めて迄評議會に引込んだとした併し勇敢なる従業員は単劣なる彼等を排し、最も堅實にして強力なる日本労働同盟東京鐵工組合に加入し、會社に對抗し堂々たる戦ひを續け來つた。

然るに彼等の爭議員中には、評議會幹部の爭議に對する無方針に不安と不満を抱き、脱退して同盟に加入する者日々増加し、彼等は益々周章狼狽し爭議團の結束を守る爲め、資本家を攻撃することを忘れ、我が爭議團の中傷讒侮を事とし、ヤレ同盟がどうした、こうしたと兇戯に等しき言辭を弄し、事實を捏造して我等の悪口に浮身をやつして居た。我等は此間確固たる方針と自信とを以つて堂々と會社と戦ひを續けたる結果、最初會社は項迷にして組合の幹部との交渉を拒絶して居たにも不拘、遂に折れて組合幹部と従業員代表と共に交渉することとなり、我等は十七日第一回の交渉を開始し要求の具體的説明をなし、會社に充分なる反省と誠意を促し、九月第二回の交渉に入つた。併し會社は一方評議會の陣容の亂れつゝある事を知り、我等の當抵抗の出来得ない條件を示した故に我等は、重役會議にて再協議の要求をして交渉を打切つて交渉員が會社より歸るや直ちに評議會は會社に行き、會社の言ふが儘なる條件を承認して解決し我等に一言の通知もせず翌日入場したのである。

諸君! 之が革命的労働組合と自稱し、他の労働組合を中傷惡罵の傾りをなしたつゝある評議會金屬労働組合幹部の爭議戦術である。

何たる卑劣の行爲であらう! 單に今回の爭議のみではない先月、同盟東京鐵工組合 吾嬭支部の爭議に於ても同様なる裏切をなして恬として恥ぢないのである。併し同爭議に於ても我が同盟は評議會解決後十日に亘る惡戰苦闘を経て終に大勝利解決した。

▼果して何れが裏切者ぞ!!

よりよき労働條件を獲得せんとして勇敢に戦ふ労働組合と、爭議に對する方針も確立せず慢然資本家と戦ひ、中途にして困難の加るや味方の中傷讒侮に浮身をやつして、労働階級の陣營を亂し、周章狼狽 資本家の言ふが儘に解決する組合と、何れが労働者の眞の味方であり、労働者の幸福を増進する労働組合であらう?

彼等は口には共同戦線を叫びながら、常に事實を捏造し他組合を中傷讒侮して或いは組合を分裂に導き、或いは資本家を前に

猛烈なる戦ひの最中味方の陣營を擾亂せんとした事は、大正十四年の川崎富士ガス爭議以來周知の事實である。此の憤むべき彼等の手段はロシヤ共産黨の命令下に動く評議會の常套手段にして我國労働組合の堅實なる發展を阻害するので我等の斷乎して排斥する處である。

▼我等は遂に要求を貫徹す

我等は、如何に評議會が単に陋劣たる裏切り行爲を以て我等を苦境に陥れんとするも、泰然自若として何等怯む事なく彼等を排撃すると同時に更に敢果なる勇氣を以つて飽迄戦備を整へ廿日第三回の交渉を開始した。その結果は遂に我等の實力の前に社會をして屈伏せしめ要求は全部承認され、大勝利を以つて解決する所となつた。評議會の屈從的條件は、我等の強固なる團結の威力の下に己すから消滅し、我等の要求は全従業員に適用さるゝ事となり、會社は之を確約した。然るに彼等は「流人猛々」の俚言の如くツウツウしくも、八月廿日附を以つて我等を中傷せるピラを撒付して居る。我等は慢然他を中傷するが如き彼等の痴態に習ふ事を欲しない。次の解決條件は事實を雄辯に立證するものである。

同盟解決條件(協約書)

評議會解決條件

| | |
|---|--------------------------|
| 一、現在の三割五分の増分は一割五分を本給に繰入れ二割五分を増分として絶対に低下せざること | 同上 |
| 一、健康保険料金は 出荷獎勵の意味に於て全額を會社負擔すること | 健康保険料金は出荷三萬圓以上の時全額負擔すること |
| 一、定期昇給は 日給二圓以下年二回、日給二圓五十錢以下は年一回、日給二圓五十錢以上は本人の技能と會社の状態に依り適宜昇給すること | 同上 |
| 一、退職手当は左の通り支給す (イ) 在職一年以上五年迄は一年に付十分の割合を以て支給すること (ロ) 滿五年以上は一年に付十二日の割合にて支給すること、但し勤続は入社當時より起算す、又月割計算とす | 同上 |
| 一、解雇手当は 日給金の三十日分とし前項の退職手当に加へ支給すること、但し警告手当は別に之を支給すること | 同上 |
| 一、公休日出勤の時は特別手当として倍額支給すること | 日給半額増し支給すること |
| 一、會社の都合に依る臨時休業日には日給全額支給すること | 日給半額支給すること |
| 一、食堂、洗面所、更衣場は區劃整理移轉と共に建築す洗面用水には水道を設置す | 評議會は撤回した |
| 一、爭議中の日給は半額を支給す | 同上 |
| 一、犠牲者は絶対出さざること | 一人 |
| 一、爭議費用として 金二百圓也を會社より爭議團に支給す | 寫真代として金一封(三十圓)を會社は支給す |
| 一、香取君を復職せしむること | 評議會は百六十圓の解雇手当で承認した |